

鈴鹿市工事検査基準

平成20年8月1日

平成28年4月1日（改正）

平成31年4月1日（一部改正）

令和6年4月1日（一部改正）

（趣旨）

第1条 この基準は、工事の適正を期するため、鈴鹿市工事検査要綱（平成2年鈴鹿市訓第12号。以下「要綱」という。）第6条第2項に基づき、工事検査の技術的な事項を定める。

（適用）

第2条 この基準は、要綱別表の左欄に定める検査に適用する。

（検査の方法）

第3条 検査の方法は要綱によるほか、三重県「土木工事検査基準」、「営繕工事検査基準」、「電気機械設備工事検査基準」の「検査の方法」に準ずる。

（検査の技術基準）

第4条 検査の技術基準は、「三重県公共工事共通仕様書の鈴鹿市取扱い要領」に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに準ずる。

（1） 土木工事 三重県「土木工事検査基準」の「検査の技術基準」

（2） 営繕工事 「鈴鹿市営繕工事技術検査基準」

（3） 電気機械設備工事 三重県「電気機械設備工事検査基準」の「検査基準」

2 前項各号に掲げる工事以外の特殊工事は、工事担当課から技術監理契約課長に協議する。

（検査の事後処理）

第5条 検査の事後処理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 検査孔 構造物と同程度以上の材料で埋戻しをする。

（2） 測定箇所 平面図や出来形管理図等を用いて明確に記録しておく。

（検査の実施区分）

第6条 検査の実施区分は、別表のとおりとする。

（その他）

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この基準は、平成20年8月1日から施行し、同日以降に契約し工事検査を実施する工事に適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

種類（当初設計金額）	検査員
130 万円を超え 500 万円未満の工事	技術監理契約課検査員 （技術監理契約課長が、工事担当課グループリーダー等を検査員に命令する。ただし、抽出により工事担当課及び工事依頼課以外の検査員に命令することができる。）
500 万円以上の工事	技術監理契約課検査員 （技術監理契約課長が、原則として工事担当課及び工事依頼課以外の検査員に命令する。）
200 万円以上の委託業務	技術監理契約課検査員 （技術監理契約課長が、工事担当課グループリーダー等を検査員に命令する。ただし、抽出により工事担当課及び工事依頼課以外の検査員に命令することができる。）
上記以外のもの	技術監理契約課検査員 （工事担当課グループリーダー等）

備考

- （1）検査員とは、鈴鹿市工事検査要綱（平成 2 年 7 月 31 日訓第 12 号）に規定する検査員をいう。
- （2）工事とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、製造及び修繕工事をいう。
- （3）委託業務とは、建設コンサルタント登録を行った事業者と有償契約を交わした委託業務で、建設工事を前提としたもの（設計、調査及び測量等）をいう。